

財政融資資金が行う金利スワップ取引にか かる担保国債管理関係事務についての 代行決済に関する規則（預り口）

（趣旨）

第1条 この規則は、財政融資資金が行う金利スワップ取引（「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第65条第2項に規定する金利スワップ取引をいう。）について、財務大臣と基本契約（「財政投融资特別会計における金利スワップ取引に関する省令」（平成23年財務省令第49号）第3条第1項に規定する基本的な契約をいう。以下同じ。）を締結した金融機関等（以下「スワップ取引先」という。）が基本契約に基づき担保国債（基本契約に規定する”Eligible Collateral”をいう。以下同じ。）の差入の申出等および返戻の請求を決済代行先金融機関等に委託し、委託を受けた決済代行先金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して国債振替決済制度における当該決済代行先金融機関等名義の参加者口座（預り口）を通じて担保国債の差入および受戻を行う場合における「財政融資資金が行う金利スワップ取引にか
かる担保国債管理関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「日銀ネット金利スワップ取引規則」という。）の特則を定める。

（代行決済の利用の届出および決済代行者等の要件）

第2条 決済代行先金融機関等は、日本銀行が代行決済の利用の届出を受けた場合に限り、前条に規定する委託に基づく担保国債の差入の申出等および返戻の請求（以下「代行決済」という。）を日銀ネットを利用して行うことができる（代行決済の開始以降、委託を行ったスワップ取引先を「代行決済委託者」、受託した金融機関等を「決済代行者」という。以下同じ。）。

2. 決済代行者は、国債振替決済制度における参加者でなければならない。
3. 決済代行先（決済代行者に属する利用先のうち、代行決済を行う営業所等として、代行決済委託者が財務省に届出て、これをもとに同省が日本銀行に対して指定したものをいう。以下同じ。）は、日本銀行本店の業務区域に所在する営業所等でなければならない。

（担保国債の差入の申出等）

第3条 決済代行先は、基本契約の定めるところにより代行決済委託者から担保国債の差入の申出の指示および決済代行者に開設されている当該代行決済委託者名義の口座から国債振替決済制度における財政融資資金名義の参加者口座（自己口）への振替の申請があった場合には、日銀ネット金利スワップ取引規則第6条第2項にかかわらず、日銀ネットを利用して、当該代行決済委託者に代わって当該代行決済委託者のために当該申出を行うとともに、当該振替の申請にかかる通知を行う。

2. 前項の規定による担保国債の差入の申出および振替の申請にかかる通知は、日本銀行が別に定める場合を除き、取消することができない。

（担保国債の返戻の請求）

第4条 決済代行先は、基本契約の定めるところにより代行決済委託者から担保国債の返戻の請求の指示を受けた場合には、日銀ネット金利スワップ取引規則第7条第1項にかかわらず、日銀ネットを利用して、当該代行決済委託者に代わって当該代行決済委託者のために担保国債の返戻を請求する。

2. 前項の規定による担保国債の返戻の請求は、日本銀行が別に定める場合を除き、取消することができない。
3. 財務省が基本契約の定めるところにより担保国債の返戻を行う場合には、日銀ネットを利用して、国債振替決済制度における財政融資資金名義の参加者口座（自己口）から決済代行者に開設された代行決済委託者名義の口座への振替の申請を行う。

(事務処理の通知)

第5条 財務省は、第3条に規定する担保国債の差入を受けた場合、前条第3項に規定する担保国債の返戻を行った場合には、決済代行先および帳票出力先(「日銀ネット金利スワップ取引規則」第2条第4項に定める帳票出力先をいう。)に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

(日本銀行の通知による代行決済に関する特約の解約等)

第6条 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、書面により決済代行者および財務省に通知することにより、直ちに、財政融資資金が行う金利スワップ取引にかかる担保国債管理関係事務における代行決済に関する特約(以下単に「特約」という。)を解約し、または決済代行者が代行決済委託者に代わって代行決済委託者のために行う代行決済の取扱いを一定期間制限することができる。この場合、通知による解約は通知の発送時に効力が発生するものとする。

- (1) 代行決済委託者がスワップ取引先でなくなったとき。
- (2) 決済代行者がいずれのスワップ取引先にかかる決済代行者でもなくなったとき。
- (3) 決済代行者の破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、更生手続開始、外国倒産手続承認、または特定債務等の調整に係る調停、の申立があったとき。
- (4) 決済代行者が解散を決議し、その他決済代行者に解散の効力が生じたとき。
- (5) 決済代行者が支払を停止したとき。
- (6) 決済代行者が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 決済代行者が書面により第1条の規定による委託の全部もしくは一部の存在を否認したとき、当該委託の全部もしくは一部を履行できないことを認めたとき、または支払能力がないことを認めたとき。

- (8) 決済代行者が有する財産について差押えまたは保全差押えの命令または通知が發送されたとき。
 - (9) 決済代行者が、日本銀行、代行決済委託者または第三者に対してこの規則以外の事由に基づき負担する10億円以上の債務に関し、期限の利益を喪失したとき。
 - (10) 決済代行者がこの規則に違反したとき。
 - (11) その他決済代行者に特約を継続し難い事由またはこの規則に基づく日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務の代行決済を履行し難い事由があると日本銀行が認めたとき。
 - (12) 代行決済委託者が書面により第1条の規定による委託の全部もしくは一部の存在を否認したとき、当該委託の全部もしくは一部を履行できないことを認めたとき、または支払能力がないことを認めたとき。
2. 前項の規定により特約が解約された場合の取扱いは、日本銀行が別に定める。

(決済代行者の通知による代行決済に関する特約の解約)

第7条 決済代行者は、代行決済委託者が次の各号の一に該当する場合には、書面により解約事由を代行決済委託者および日本銀行に通知することにより、直ちに、特約を解約することができる。この場合、通知による解約は日本銀行への通知の到達時に効力が発生するものとする。

- (1) 代行決済委託者の破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、更生手続開始、外国倒産手続承認、または特定債務等の調整に係る調停、の申立があったとき。
- (2) 代行決済委託者が解散を決議し、その他代行決済委託者に解散の効力が生じたとき。
- (3) 基本契約における代行決済委託者の債権について差押えもしくは保全差押えの命令もしくは通知または譲渡もしくは質権設定の通知が發送されたとき。
- (4) 代行決済委託者が支払を停止したとき。

(5) 代行決済委託者が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(6) 基本契約における代行決済委託者の債権について仮差押えまたは仮処分の命令が発送されたとき。

(7) 代行決済委託者が有する財産について差押えまたは保全差押えの命令または通知が発送されたとき。

(8) 代行決済委託者が、日本銀行、決済代行者または第三者に対してこの規則以外の事由に基づき負担する10億円以上の債務に関し、期限の利益を喪失したとき。

2. 日本銀行は、前項の通知を受けた場合においてその内容を疑うべき特段の事情がない限り、当該内容について確認する義務を負わない。

3. 決済代行者は、書面により日本銀行および代行決済委託者に対して通知することにより、1か月以上の予告期間をもって特約を解約することができる。

4. 第1項または前項の規定により、特約の解約を行うにあたっては、決済代行者に属する利用先について、決済代行先としての指定が財務省から解除されていることを要する。

5. 第1項または第3項の規定により、特約が解約された場合の取扱いは、日本銀行が別に定める。

(免責)

第8条 日本銀行が相当の注意をもってその受付けた書類の印影または署名を決済代行者が届出た印鑑または署名鑑と相違ないものとして認めた場合には、当該決済代行者が当該書類により届出もしくは申出を行ったものとみなす。

2. 前項の場合において、日本銀行は、当該書類について偽造、変造その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

3. 日本銀行は、決済代行者がこの規則に違反したために生じた損害については、責任を負わない。

(代行決済に関する規則の改正)

第9条 日本銀行は、日銀ネット金利スワップ担保国債管理関係事務における代行決済の適切な運用を確保するため必要と認める場合には、この規則を改正することができる。

(準拠法および合意管轄)

第10条 この規則およびこの規則に基づく権利義務についての準拠法は日本法とする。

2. この規則およびこの規則に基づく権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる日本国外の裁判所においてこの特約を結んだ者に対し訴訟を提起することを妨げられない。